

黒浜貝塚整備活用委員会設置要綱

(設置)

第1条 国指定史跡黒浜貝塚(以下「黒浜貝塚」という。)の史跡整備及び公開活用に向けた指針となる整備活用計画を策定するため、黒浜貝塚整備活用委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、黒浜貝塚の整備、保存、管理、公開活用及びその他必要な事項について調査及び研究し、教育長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 蓮田市文化財保護審議会委員
- (3) 市議会議員
- (4) 黒浜貝塚の地権者
- (5) 蓮田市商工会に属する者又は蓮田市青年会議所に属する者
- (6) 公募による者

2 公募による者の任期は、原則1年以内とする。

3 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、蓮田市教育委員会生涯学習部社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

2 この要綱は、黒浜貝塚の整備が完了し、黒浜貝塚整備活用報告書を刊行した年度末に、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。